

令和 6 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

令和6年11月25日

議案第 90 号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 259 号）が施行されたことを踏まえ、所要の改正を行うため。

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和５５年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項第１号中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の１２月３１日において生計を維持したもの」を「加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下この項において「法」という。）第９条第１項及び第９条の２に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のものをいう。）及び生計維持児童（法第９条第１項及び第９条の２に規定する児童をいう。）」に改め、同項第２号中「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等（法第１０条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

印刷物番号

6 - 6 1
